

『考えよう 自分の未来を たくす者』

4月9日は県議会議員一般選挙の投票日

- ◆投票日時 4月9日(日)7時～20時
- ◆開票日時/場所 同日21時～/八日市場ドーム
- ◆告示日 3月31日(金)

4月9日(日)は千葉県議会議員一般選挙の投票日です。大切な一票です。必ず投票しましょう。

投票できる人

日本国民で、次の要件のいずれかを満たしている人が投票できます。

●平成17年4月10日以前に生まれ、匝瑳市にずっと住んでいる人

●平成17年4月10日以前に生まれ、令和4年12月30日までに匝瑳市に転入の届け出をして、引き続き3カ月以上住んでいる人

◆旧住所地での投票
※投票前に県外へ転出した人は投票できません。

匝瑳市から県内の他市町村に転出した人で、匝瑳市の選挙人名簿に登録されている人(転出先の選挙人名

投票所と投票区

投票区	投票所
第一	八日市場公民館 1階市民ギャラリー
第二	八日市場勤労青少年ホーム
第三	旧八日市場小学校米倉分校
豊栄	豊栄小学校体育館
須賀	須賀小学校体育館
匝瑳	旧匝瑳小学校
豊和	豊和小学校体育館
吉田	吉田小学校体育館
飯高	飯高コミュニティセンター
共興	共興小学校体育館
平和	平和小学校体育館
椿海	椿海小学校体育館
野手	野田小学校体育館
今泉新堀	野栄総合支所 1階ロビー
栄	栄小学校体育館

簿に登録された人を除く)は、匝瑳市で投票できます。

投票の際は、投票所で「引き続き県内に住所を有することの確認申請」をするか、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示が必要です。

※匝瑳市では市民課(市役所1階)、野栄総合支所で証明書を発行しています。

投票所

投票所は上表の通りです。投票所入場券に記載されている投票所を確認し、投票にお出掛けください。

※3月13日(月)以降に市内で転居した人は、旧住所の投票所で投票となります。

投票日当日に投票に行けない人は

投票日当日(4月9日)に、仕事などで投票に行けない人は、期日前投票や不在者投票ができます。

◆期日前投票
期間：4月1日(土)～8日(土)

時間：8時30分～20時

場所：市役所または野栄総合支所

◆指定施設での不在者投票
指定の病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

◆郵便などでの不在者投票
次の要件に該当する人は、

「郵便等投票証明書」の交付を受け、郵便などによる不在者投票ができます。

●身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有し一定以上の障がいがある人

●介護保険被保険者証に「要介護5」の記載がある人

※4月5日(水)までに不在者投票の請求が必要。

◆特例郵便などでの投票
新型コロナウイルス感染症による自宅療養などの期間が4月1日(土)～9日(日)にかかると見込まれる人は、郵便などによる投票ができます(濃厚接触者は対象外)。

※4月5日(水)までに特例郵便等投票の請求が必要。

◆滞在地での不在者投票
仕事などで市外に滞在中の人は、市選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

選挙公報など

選挙公報は、4月5日(水)ごろに新聞折り込み予定です。「広報そうさ」の郵送世帯には、郵送でお届けします。また、市役所などにも配置し、県ホームページにも掲載されます。

候補者のポスターは、3月31日(金)以降に、市内の掲示場に掲示されます。

問 市選挙管理委員会(総務課内) ☎73・0084

選挙事務従事職員募集

期日前投票事務に従事する会計年度任用職員を募集しています。

▼詳細はこちらから



申問 総務課 ☎73-0084

受章者・被表彰者紹介

受章者および被表彰者を紹介します(敬称略)。

高齢者叙勲

旭日単光章



及川新三郎 (大寺)

平成3年4月に八日市場市議会議員に初当選以来、11年4月までおよび15年4月から18年1月まで在職し、地方自治の進展に大きく貢献されました。市議会においては、市議会議長をはじめ、市議会副議長、市議会総務常任委員会委員長など、数々の役職を歴任。市の農業振興や教育施設の整備などに尽力されました。

表彰

千葉県循環型社会形成

推進功労者等表彰(産業廃棄物関係事業功労者)

▽千葉県環境生活部長感謝状

大木公正(川辺)

千葉県国民健康保険等

功労者表彰

▽千葉県国民健康保険団体連合会理事長感謝状

高橋由里代

中川栄子

鈴木広行



八日市場駅、飯倉駅周辺は放置禁止区域 自転車の放置はやめましょう

八日市場駅、飯倉駅周辺は「匝瑳市自転車等の放置禁止に関する条例」により「放置禁止区域」(左図)に指定されています。指定区域内に置かれた自転車や原動機付自転車には、適切な場所へ移動するよう警告し、これに従わない場合は次の通り撤去します。

たことがあるものが再度放置されている場合、即時撤去します。
※放置自転車などは、利用者が離れ、直ちに移動させることができない状態の自転車、原動機付自転車のこと。

自転車などの撤去

放置自転車などに対して、警告書を取り付けます。過去に警告書を取り付けられた

撤去された自転車などの返還

撤去された自転車などの返還を受ける場合は、下記まで連絡の上、手続きをしてください。

受付時間

8時30分～17時(土・日曜日、祝日、年末年始除く)

必要なもの

- ① 放置自転車等返還申請・受取書(窓口備え付け)
- ② 身元確認書類(学生証など)
- ③ 自転車などの所有が確認できるもの(鍵や保証書など)
- ④ 移動手数料(自転車500円、原動機付自転車1000円)

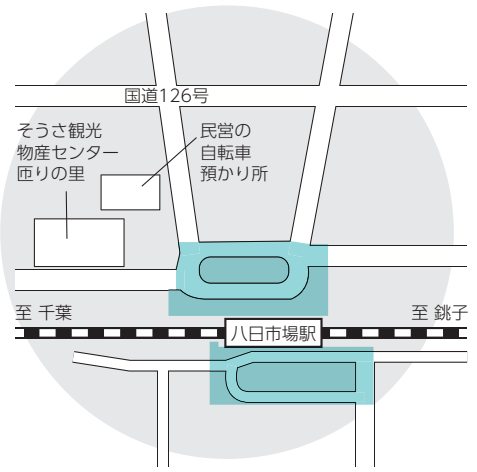
間都市整備課都市計画班

☎73・0091

◆放置禁止区域

放置禁止区域(= 図中の青い部分)に置かれた自転車などは撤去の対象となります。

▽八日市場駅前



▽飯倉駅前

